

令和5年第7回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和5年6月26日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時10分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第5 専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、13番、1番にお願いします。

日程第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の3番、申請地の状況について説明をお願いします。

3番

23日に現地を確認しました。場所は、日高高校通り沿いにある〇〇というグループホームの南側に譲受人の自宅があり、申請地はその南側に位置します。現地には、鉢に植えられた柿と柚子の木があり、その周りは土の状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は露地野菜等を栽培する兼業農家で、年間農業従事日数は150日となります。譲受人の妻も一緒に農業をしており、こちらも年間150日農業に従事しています。

申請地の南側に位置する地番4番が譲受人の所有する土地で、地目は山林ですが畑として活用し、じゃがいも、トマトなどの露地野菜を栽培しています。また、〇〇市内でも1,945㎡の農地で、ねぎ、しそなどを栽培しているとのこと。

申請地は狭く、異形な農地ではありますが、譲受人の経営地と一体的に利用することができれば、農地の形状も良くなり、効率的な利用が可能となります。

下限面積要件を満たしていない案件ではありますが、申請地の状況や譲受人の状況などから、適正な申請内容であると思われます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

日程第3 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第22号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。

5番

23日に推進委員と現地を確認しました。場所は、県道飯能寄居バイパス沿いにある〇〇の西側になります。現地は、住宅地の庭のような状況でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、住宅の増築した部分が農地に越境していることが判明したた

め、追認を求める申請となります。

住宅を増築した経緯は、収納する納戸が必要となったこと、また、トイレの間口を広げ、バリアフリー化することで増築しています。

申請人において、増築部分は宅地内に納まると思っていたこと、また、増築面積が少なかったことで、都市計画法上の開発行為にも該当しないと思っていたとのことです。このため、増築した部分を適正なものにするため、農地転用許可及び開発行為許可の手続きを行うこととなりました。

本来であれば、違反案件として申請からやり直すこととなりますが、増築した部分は生活に必要な住宅設備の一部であるため、元に戻すことができないと認められることから、事後の申請として取扱うことと判断されました。

なお、今回の申請では、現在の宅地部分では車1台分しか止めることができない事情を含め、増築した部分の面積と子供たちが使用する車2台分を止めるスペースを確保する内容となっています。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、例外規定となる既存敷地の2分の1を超えない拡張に該当します。また、申請目的等からやむを得ないと思われれます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

8 番

申請地と分筆された土地が残地となり、入口が無くなってしまいますが、大丈夫でしょうか。

事 務 局

直接の入口は無くなりますが、申請人所有の土地であり宅地から進入できるため、問題はないと思われれます。

議 長

他に質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

10 番

1番、本件担当の10番、申請地の状況について説明をお願いします。

昨日、現地を確認しました。場所は、国道299号線を秩父方面に向かい、横手の龍泉寺の手前左側になります。現地の状況ですが、地番〇〇番2には梅の木が数本あり、それ以外は荒廃している状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和4年10月5日付けで除外認可を受けています。

譲受人は市内に本店を置く、中古車等を販売する事業者です。現在、日高市

内に20台、飯能市内に20台の駐車場を設置していますが、経営上、大型のトラックを扱っていることから、駐車スペースに不足が生じ、営業に支障が出ているとのことです。

今回、駐車場不足を解消するための申請ですが、新規に設置する駐車場に集約をすることを目的としていることや、接道する道路が広く、交通アクセスが良いこと、また、計画している41台分の駐車スペースを確保できることを条件として、当該申請地を選定しています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的から必要性が認められると思われま

議 長
推進委員
事 務 局

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

地番〇〇番2が申請地に含まれていませんが、何か理由があるのでしょうか。また、飛地に見える地番〇〇番は、どのように使用するのでしょうか。

地番〇〇番2は、所有者との交渉が調わなかったと聞いています。また、地番〇〇番は、自動車の部品及び関係資材の置場とする計画となっています。

議 長
委 員
議 長
委 員
議 長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

5 番

続きまして、2番の議事に入ります。本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。

23日に推進委員と現地を確認しました。場所は、もくせい通り沿いにある〇〇の南側になります。現地は、更地の状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、娘夫婦と6人家族で暮らしています。家族が多いことから、生活スペースなど今後の事を考えて、現在の宅地を拡張し、新規に住宅を建築することと既存の住宅を離れ住宅とする計画を考えました。新規に建築する住宅を主として、離れ住宅はダイニングキッチンを無くし、寝室と書斎スペース、家財道具等を収納する場所としていくとのことです。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、例外規定となる既存敷地の2分の1を超えない拡張に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われま

議 長
委 員
議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5

委員
議長

条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

5番

続きまして、3番の議事に入ります。本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。

23日に推進委員と現地を確認しました。場所は、県道川越日高線の栗坪交差点の手前を南に入り、約50m進んだ先になります。現地は、保全管理されている状態でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
譲受人は、〇〇市で娘夫婦と生活していますが、現在の住宅では、スペース的に2世帯で生活していくのに厳しいため、今回の申請に至りました。

土地の選定にあたっては、2世帯住宅を建てられる敷地、学校や公共施設が近く生活環境に適していることを優先にして、山や川の自然を身近に感じられることができる場所であったことで当該申請地を選定したとのことです。

なお、今回の計画は、宅地と一体とした計画となっています。

当該申請地は、都市計画法第34条11号区域内となり、地縁を有さなくても住宅を建てられる場所となります。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、例外規定となる隣接する土地と一体として同一事業の目的に供する場合で、全体面積に占める農地の割合が3分の1を超えないものに該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われま

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

5番

続きまして、4番の議事に入ります。本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。

23日に推進委員と現地を確認しました。場所は、県道川越日高線の栗坪交差点の手前を南に入り、約50m進んだ先になります。現地は、保全管理されている状態でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
譲受人は、〇〇市で夫婦2人で生活していますが、現在の住宅は建売住宅を購入したものであるため、以前から譲受人において自分で間取り等を決めて住宅を建築したいと考えていたため、今回の申請に至りました。

土地の選定にあたっては、職場までの距離や公共施設等が近接しており、生

活環境に適していること、また、自然を身近に感じられる場所であったことで選定しています。

なお、今回の計画は、宅地と一体とした計画となっています。

当該申請地は、都市計画法第34条11号区域内となり、地縁を有さなくても住宅を建てられる場所となります。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、例外規定となる隣接する土地と一体として同一事業の目的に供する場合で、全体面積に占める農地の割合が3分の1を超えないものに該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われま

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第5 「専決処分」の報告について

日程第5「専決処分」の報告について、農地法第5条第1項第7号が4件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。